

## 規 則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第六十三号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

様式第五号の添付書類を次のように改める。

添付書類

戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の申請後に氏名又は本籍に変更があつた者については、戸籍謄本又は戸籍抄本）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。